

オリビアン小豆島 夕陽ヶ丘ホテルご宿泊のお客様限定プラン！！



せとうち日帰りチャータークルーズ

直島 + 豊島 2島めぐり ランチ付き



目安時間	行程
9時00分	ホテル発
～	専用バスで港へ
9時10分	北浦港着／発
～	チャータークルーズ
10時25分	直島（宮浦港）着
<p><b>【直島】</b> ※約2時間30分、自由散策                      (観光ワンポイント／出典:フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』)                      香川県香川郡に属す町。高松市の北約13kmの瀬戸内海に位置し、岡山県玉野市の南に約3kmの位置にあり、直島を中心とした大小27島の島々で構成される。人口は約3,000人。</p>	
12時50分	直島（宮浦港）発
～	チャータークルーズ
13時30分	豊島（唐櫃港）着
<p><b>【豊島】</b> ※約1時間25分、自由散策                      (観光ワンポイント／出典:フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』)                      瀬戸内海の東部、小豆島の西方3.7kmに位置し香川県小豆郡土庄町に属す。瀬戸内海の島々のなかでも標高340mもの高い壇山があるため湧水が豊富にあり、棚田が広がり稲作が盛んな島。人口は約760人。</p>	
14時55分	豊島（唐櫃港）発
～	チャータークルーズ
15時45分	北浦港着／発
～	専用バスでホテルへ
15時55分	ホテル着

設定期間
水曜日～日曜日 (月曜日・火曜日は除外)

ご旅行代金
-------

お一人様 20,000円(税込)

※最少催行人員 6名

【含まれるもの】

- \*チャータークルーズ料金
- \*昼食（ランチボックス）料金
- \*ホテル～港間往復送迎バス料金

【含まれないもの】

- \*直島、豊島での施設拝観・入場料・交通費等
- \*その他個人的なご利用分

【その他】

- \*添乗員は同行しません。
- \*ご希望日の1週間前までに、6名様以上でお申込みください。それ以降の場合でもお問合せください。

【株式会社 高松海上タクシー】

- ①「春雷（しゅんらい）」  
旅客定員12名（船内座席数10席）
  - ②「しおかぜ」  
旅客定員11名（船内座席数9席）
- ※ ①②いずれかのクルーザーとなります。

ご参加時のお願い
----------

- ご参加時にはマスクの着用と、手指消毒ならびに検温へのご協力をお願いします。
- ご昼食（ランチボックス）後のゴミは、お持ち帰りいただきますようご協力をお願いします。

■旅行代金に含まれるもの

- ①行程に明示した運送機関の料金  
(チャータークルーズ：(株)高松海上タクシー)
- ②ホテル～港間の往復バス送迎料金
- ③行程に明示した昼食(ランチボックス)の代金

■旅行代金に含まれないもの

- 前項の他は旅行代金に含まれません。その一部を例示します。
- ①自由行動中の見学科、食料、交通費等
- ②傷害、疾病に関する医療費(傷害、疾病保険料等)
- ③その他お客様の個人的な費用

■お申込み条件

- ①ご希望日の1週間前までに、6名様以上でお申込みください。それ以降の場合でもお問合せください。
- ②20歳未満の方がご参加の場合は、保護者の同意書が必要です。
- ③身体に障害のある方、健康を害している方はその旨お申し出ください。団体旅行に支障をきたすと当社が判断する場合は、お申込みをお断りさせていただきますか、同伴者の同行を条件とさせていただきます場合があります。

■お申込み方法と契約の成立・旅行代金のお支払い

- ①ご来店にてお申込みの場合、所定の申込書の提出と申込金お一人様当たり6,000円のお支払いが必要です。当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に契約は成立します。申込金は旅行代金又は取消料若しくは違約料のそれぞれ一部として取扱います。
- ②電話・郵便・ファクシミリ・メール等の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。期間内に申込金のお支払いがなされなかった場合、当社がご予約はなかったものとして取扱います。契約は、当社の承諾と上記の申込金の受理をもって成立するものとします。残金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目に当たる日より前にお支払いいただきます。

■最終日程表

確定した運送・宿泊機関名等が記載された最終日程表(確定書面)は遅くとも旅行開始日の前日までに交付します。但し、旅行開始の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降にお申込みがあった場合は旅行開始日当日に交付することがあります。

なお、期日前であってもお問合せいただければ手配状況についてご説明いたします。

■旅行契約内容・旅行代金の変更

- ①当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。また、その変更に伴い旅行代金を変更することもあります。
  - ②著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は、旅行代金を変更することがあります。増額する場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前に通知します。減額する場合は運賃・料金の減少額だけ旅行代金を減額します。
- なお、払戻すべき金額が生じる場合は、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に払戻しいたします。

■お客様の交替

お客様は当社の承諾を得て所定の手数料をお支払いいただくことにより契約上の地位を第三者に譲渡することができます。

■取消料(お客様による旅行契約の解除)

- ①お客様はいつでも下記取消料を支払って旅行契約を解除することができます。但し、解除のご連絡は当社の営業時間内にお受けいたします。
- ②当社の責任とならないローンの取扱い上の事由に基づきお取消しになる場合も下記取消料をお支払いいただきます。
- ③お客様のご都合でお申込みの旅行の旅行開始日やコースの変更をされるときは、お客様から契約の解除があったものとして、所定の取消料を申し受けます。
- ④次の場合は取消料はいただきません。
  - (a) 契約内容に下記「旅程保証」の変更補償金の支払い対象に該当する変更及びその他の重要な変更があったとき。
  - (b) 著しい経済情勢の変化等による運送機関の運賃・料金の改定によって旅行代金が増額されたとき。

- (c) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合、旅行の安全かつ円滑な旅行の実施が不可能となり又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- (d) 当社の責に帰すべき事由により当初の日程どおりの旅行の実施が不可能になったとき。

解除期日	取消料
旅行開始日の4日前まで	無料
旅行開始日の3日前～2日前	旅行代金の30%
旅行開始日の前日	旅行代金の50%
旅行開始日当日又は無連絡不参加	旅行代金の100%

■当社による旅行契約の解除

次の場合、当社は契約を解除する場合があります。お客様の旅行代金の不払い、申込条件の不適合、病氣、団体行動への支障、当社の関与し得ない事由により旅行の円滑な実施が不可能なとき。

■最少催行人員

各出発日も6名。これに満たない場合、旅行を中止することがあります。その場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目に当たる日より前に旅行を中止する旨を通知いたします。

■旅程管理等

当社は安全で円滑な旅行の実施の確保に努めます。お客様は団体行動中、当社係員の指示に従っていただきます。

■当社の責任

当社は、当社又は手配代行者(旅行サービスの手配を当社に代わって行う者)が故意または過失によりお客様に損害を与えたときはその損害を賠償いたします。(お荷物の賠償限度額は、当社に故意又は重大な過失がある場合を除きお一人15万円まで)

■お客様の責任

当社はお客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときはお客様から損害の賠償を申受けます。

■特別補償

当社は、当社の責任が生ずるか否かを問わず、旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)別紙の特別補償規程で定めるところにより、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物の上に被った一定の損害について補償金及び見舞金を支払います。

■旅程保証

旅行日程に下表に掲げる変更(次に掲げる事由による変更を除きます。天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、旅行参加者の生命又は身体の安全確保のために必要な措置)が行われた場合は、旅行代金に下表に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。但し、サービスの提供の日時及び順序の変更は対象外となります。変更補償金の額は旅行者お一人に対し、一募集型企画旅行につき旅行代金に15%を乗じて得た額を上限とします。

又、変更補償金の額が1,000円未満の場合はお支払いしません。当社はお客様の同意を得て変更補償金の支払いを物品・サービスの提供に替えることがあります。

変更補償金の支払い対象となる変更	一件当たり率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
本パンフレットに記載した		
(1) 旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
(2) 入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます)その他の旅行の目的地的変更	1.0	2.0
(3) 運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更 (変更後の合計金額が当初の金額を下回った場合に限り。)	1.0	2.0
(4) 運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
(5) 旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
(6) 宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
(7) 宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.2
(8) 前各号に掲げる変更のうちツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0


■旅行条件基準日

2022年7月1日現在の運賃・料金を基準としています。

■その他

当社はいかなる場合でも旅行の再実施はいたしません。このパンフレットは、旅行業法12条の4及び5による説明書面、契約書面の一部になります。

【旅行企画・実施】

東京都知事登録旅行業第2-8187号  
一般財団法人 みなと広域地域連繋協議会(おおもん倶楽部)  
〒105-0011 東京都港区芝公園2-3-8 芝公園船間ビル  
 (社) 全国旅行業協会正会員

【お問合せ・お申込み】

東京都知事登録旅行業第2-8187号  
一般財団法人 みなと広域地域連繋協議会(おおもん倶楽部)  
本社営業所  
〒105-0011 東京都港区芝公園2-3-8 芝公園船間ビル  
TEL: 03-5422-1040 Mail: info@minato-omonterrace.or.jp  
営業日・営業時間: (月～金) 10:00～16:00 ※土・日・祝日は定休  
旅行業務取扱管理者: 平林隆浩